

柳原二佳
ジャーナリスト やなぎはらみか

新交ホームズの事故事件簿2 短篇連載

深夜の国道でトラック同士が衝突、双方の運転手が死亡した。現場には大破したトラックとそのタイヤ痕が残され、警察は、その痕跡から一方のトラックがセンターラインをオーバーしたと判断した。が、交通事故鑑定人、駒沢幹也氏（セミ）の鑑定結果はまったく逆だった。鑑定人同士が対決した八年にも及ぶ裁判の結果は――。

その事故が東北地方の国道で起つたのは、一九八七年春の午後十一時ごろであった。現場は片側二車線のゆるいカーブ。そのカーブの外側を来た四ントラックと、対向車線を来た四ントラックとが、刺し違えるような形で衝突した後、それぞれがガードレールに斜めに突っ込んで停止した。まったくの正面衝突ではなかったが、ちょうど運転席同士がぶつかる形になつたため、十トン車の運転手（当時四十二歳）は即死、四トン車の運転手（当時二十一歳）も、横転したトラックの運転席に閉じ込められたまま死亡した。二人とともに運送会社の社員で、この日も積み荷を満載してそれぞれの目的地に向かう途中だった。

警察は現場検証の結果、事故の原因を「四トン車のセンターラインオーバー」と判断した。四トン車の運転手が居眠りか、わき見運転をしてセンターラインを越え、元の車線に戻ろうとしたときに前から来た十トン車と衝突した。

事故現場はゆるやかなカーブを描いている。確かに警察が考えたように、その弧の内側を走ってきた四トン車が、カーブの途中で外側にふくらんで対向車線に出て事故を引き起こした、と考えるほうが自然である。

「そうなんだ。スピードの出しすぎとか、居眠りとか、そんなもつともなし

と発表したのである。警察の事故現場見取り図（151ページの図1参照）に添えられた実況見分調書には、「（センターラインを越えた）被疑車両（四トン車）の後輪と思われるダブルのタイヤ痕」が、はつきりと書き込まれていた。

このため、十トン車の運転手の遺族は、四トン車の運転手が勤務していたM運輸を相手に損害賠償を請求する訴訟を起こしたのだった。

一方、訴えられたM運輸は事故直後から警察の発表に疑問をもつていたため、弁護士を通して交通事故鑑定人の駒沢幹也氏に事故の精密な鑑定を依頼した。

駒沢氏の鑑定結果は、警察の判断とはまったく逆の、「十トン車のセンターラインオーバーが事故の原因」というものだった。これが八年も続く裁判の始まりだった。



事故現場はゆるやかなカーブを描いている。確かに警察が考えたように、その弧の内側を走ってきた四トン車が、カーブの途中で外側にふくらんで対向車線に出て事故を引き起こした、と考えるほうが自然である。

「そうなんだ。スピードの出しすぎとか、居眠りとか、そんなもつともなし

8年目の大岡裁きの陰に 1枚の写真?



横転した4トントラック。運転手は死亡した。当初はセンターラインを越え、100%過失があると見られていたが……

るはずの四トン車が対向車線に飛び出した痕跡が見当たらなかった。

警察の作った実況見分調書は、彼ら

の先入観に都合のいいものを集めただ

けのようで、事故直後に撮影された現

場の写真と照合していくと、奇妙なこ

とがたくさん出てきた。タイヤ痕の主

さえもあやふやだった。

そこで私なりにそれを突き詰めてい

くと、この事故の衝突地点は四トン車の

走行車線上、つまり、四トン車の運転手

は加害者ではなく被害者だった、とい

うことが浮かび上がってきたんだ」

駒沢氏が作製した「衝突経過図」

(15-15の図2参照)は、警察が作

製したものとは根本的に異なるものと

なった。駒沢氏はこの図の中で、二台

のトラックの動きを、タイヤ痕などを

分析しながらきっちりと追跡してい

る。それらを総合すると、事故はこう

して起こったと推定された。

「なんらかの理由でセンターラインを

大きくオーバーしたトントン車は、すぐに

ハンドルを左に切って自分の車線に戻

ろうとしたが、その後で大きく右に

尻を振り、対向して来た四トン車の進路

をふさいだ。四トン車はこれに衝突して

ガードレールのほうへ押されながら横

転した。

横転する瞬間の四トン車の右後輪のタ

イヤ痕は、警察の撮った写真や現場見

「双方の事故車のつぶれ具合や現場の

状況を一つひとつ検証してみると、ど

うもおかしいんだ。まず、加害者であ

取り図を見ると、四トン車の走行車線にはつきり残っていた。もちろん四トン車の尻振りを裏づけるタイヤ痕もね。

また、四トン車の前部バンパーには十

トン車の右後輪のタイヤ痕がしるされて

いた。このススキの穂のような縞目

は、サイクロイド曲線といって、回転

する円形のものが物体をこすったとき

にできる法則的な痕跡なんだ。

この事故の場合は、運転席同士がぶ

つかつた瞬間からこの部分の衝突にい

たるまでのごく短い時間のうちに、四

トン車が横転していたことを物語っ

ているんだ」

裁判所は駒沢鑑定の提出を受け、これを再検証するために、大学教授でもある専門家に事故の鑑定を再依頼した。ところが教授の鑑定結果は、

「事故の責任は一〇〇%四トン車の側にある」

という警察の判断を支持するものだ

った。警察の現場見取り図で四トン車の

センターラインオーバーの証拠のよう

に描かれていた二本のタイヤ痕につい

ては、

「一本はトントン車のもの、もう一本は関

としたが、別のタイヤ痕を拾い上げて、

「衝突地点は十トン車の走行車線であり、四トン車は衝突後しばらく走って自分の車線に戻つてから横転した」とする内容は変わらなかった（左写真3参照）。

◇
その後、教授と駒沢氏が順々に証言台に立ち、「反論書」「意見書」のやりとりが何度も繰り返された。駒沢氏は事故の現場の痕跡をさらに詳しく分析して自説を主張し、相手側の説明を

が、証言には信頼性がないとして、証拠採用はされなかった。

◇
裁判は延々と八年も続いたが、九六

年一月、裁判所の強い勧告を受けて和解することになった。和解の条件は

「相互に相手の損害を賠償し合う」というものだった。

四トン車の無実を訴え続けてきた佐々木健次弁護士は語る。

「今日は、警察、裁判所が選んだ鑑定人、そして十トン車の後ろを走っていた

という目撃者を相手にして、三重苦ともいえる裁判でしたが、一〇〇%過失を問われていた四トン車の遺族にも賠償金が全額支払われることになりました。もちろん、はつきりした形で判決を出してほしいという思いはあります。だが、長年闘ってきた成果は十分にありました」と思っています。

また、駒沢氏も複雑な表情でこの事件を振り返った。

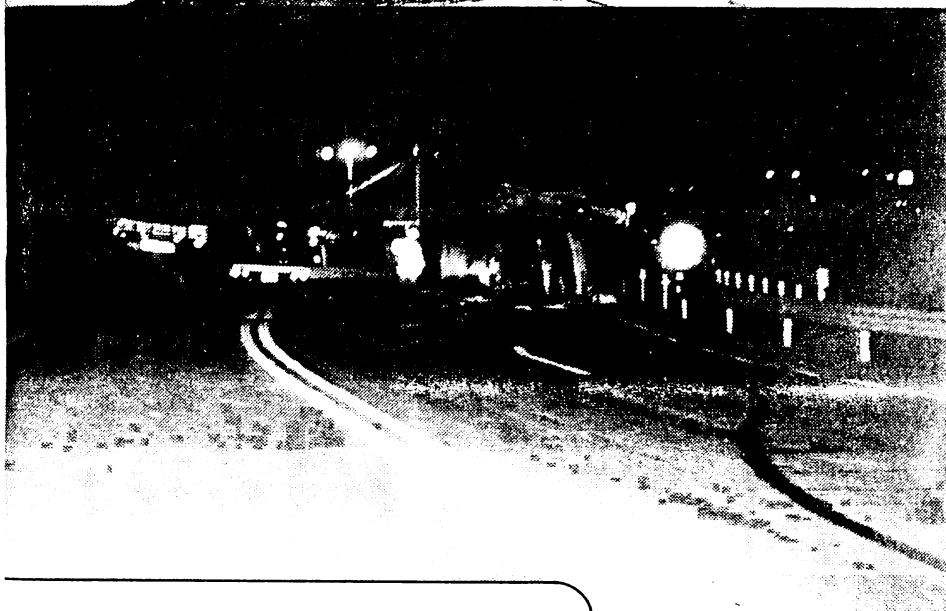
「今回の和解については、技術屋として率直な気持ちを言えば、けしからんと思っている。裁判所にしても警察にしてもわれわれにしても、眞実をはつきりさせるのが仕事なわけだから。

しかし、もしこちらの主張がそのまま通つて判決となれば、逆に十トン車の運転手の遺族の救済はまったく行われなかつたはずだ。

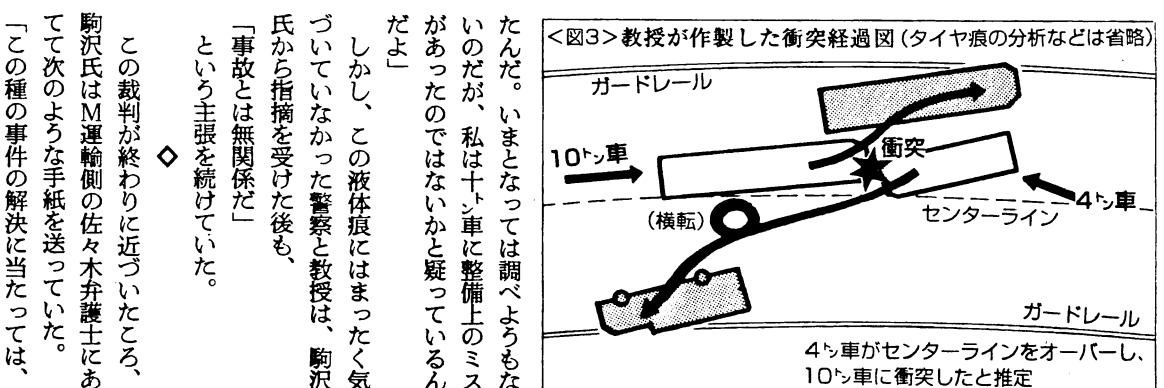
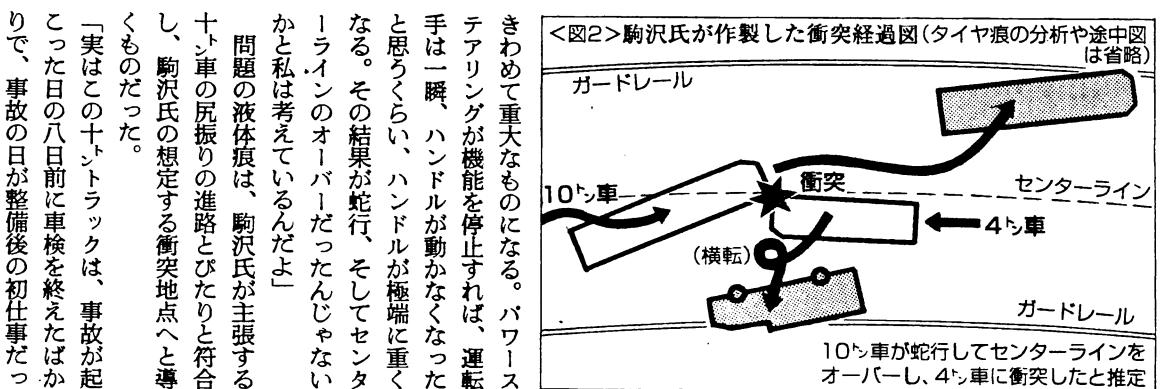
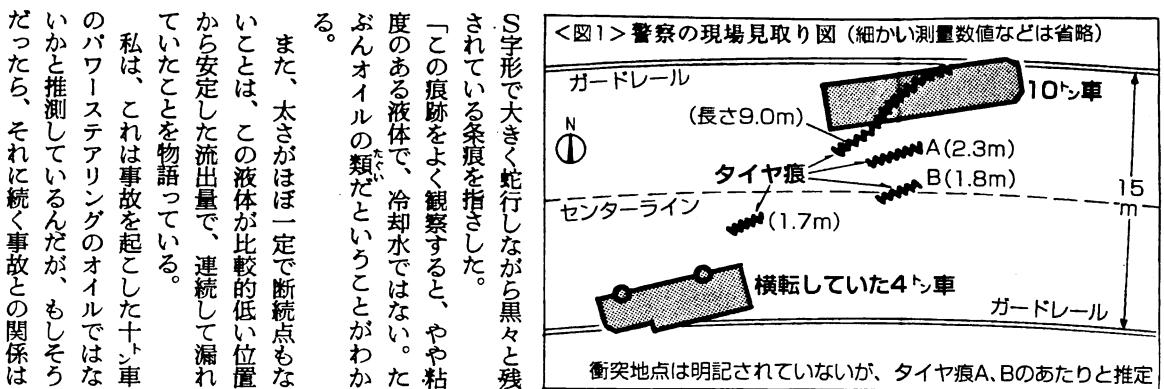
もし十トン車の運転手に一〇〇%の責任があつたのなら、それは致し方ないことだが、プロの運転手がどうしてあんな運転をしたのか、私なりに考えさせられることがあったんだ」

駒沢氏は書類の中から、事故直後に警察が撮つた一枚の現場写真を取り出した。闇の中、パトカーをはさんで、右手前に横転した四トン車が、左後方に十トン車が写っている（写真）。

駒沢氏は、横転した四トン車の進行方向、つまり衝突地点の手前の路面に逆



ガードレールに激突した10トン車。運転手は即死した（写真上）
駒沢氏はこの写真に着目した。左後方に10トン車、中央にパトカー、その右に横転した4トン車があり、その手前の路面に逆S字形に蛇行した黒い液体痕が見える（写真下）



一方の当事者を悪者に仕立てあげてしまえば話は簡単です。しかし私の考えでは、この事故の直接の当事者には、「悪者」はありません。

10t車の運転手は、自分の車線を逸脱した後、自分の車の異状に気づき、その後は自分の顔を打ち砕かれるまで、車の姿勢を立て直し、自分の車線に戻ろうと死力を尽くしていたはずであります。その様子は手に取るよう事故の経過のなかに表れています。

もしできるならば、佐々木先生の努力で、四t車の運転手はもちろんですが、十t車の運転手についても、「彼はできるだけことをしたが、及ばなかったのだ」という、名誉回復についての配慮をたまわりたく、こうしてお願い申し上げる次第です。

駒沢氏の仮説がどこまで「一〇〇%の真実」に迫るものなのか、それは死んだ二人の運転手を除けば、神のみが知る世界に属してしまった。

「しかし、働き盛りの肉親を失い、悲嘆にくれる双方の遺族に賠償金が全額支払われるという今回の裁判官の判断は、ある意味で最も良の解決策だったのではないかだらうか。私はそのように解釈したいんだがね」

駒沢氏はそう語った。

(つづく)